



®

令和6年
(2024年) 3月21日(木)

No. 16102 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第42回

中国現地法人における職務発明者への奨励・報酬の定め方(1)

中国知財の最新動向 第42回

中国現地法人における職務発明者への奨励・報酬の定め方
～特許法実施細則2023年改正をふまえて～

BLJ法律事務所

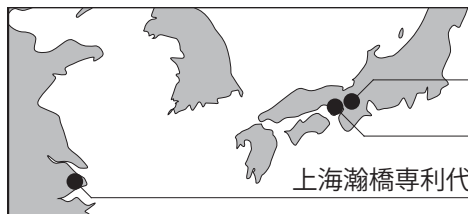
弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

中国の「特許法」(中国語では「専利法」)は、2020年10月17日に改正され、2021年6月1日から施行された。そして、2023年12月11日、特許法実施細則の第三次改正(以下、本稿では「2023年改正」ということがある)が公布され、2024年1月20日から施行されている²。特許法実施細則の2023年改正の

中で、最も大きなリスクは、「職務発明者への奨励・報酬」が大幅に引き上げられたことである。

そこで、本稿では、特許法実施細則の2023年改正における「職務発明者への奨励・報酬」に関する改正内容を概観するとともに、日本企業の中国現地法人としては、「職務発明者への奨励・報酬」をどのように定めればよいのかという点につき検討すること



京都ランチ(5名:うち弁理士3名)

神戸本部(63名:うち弁理士23名)

上海瀚橋専利代理事務所(12名:うち専利代理人6名)



創業1926年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

弁理士法人

ARCO PATENT & TRADEMARK ATTORNEYS

有古特許事務所

■URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: office@arco.chuo.kobe.jp

■神戸本部: 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル5F

TEL: 078-855-5539

■京都ランチ: 〒604-8225 京都市中京区蟻螂山町481 京染会館4階

TEL: 075-213-5600

■上海瀚橋: 郵編200120 中国 上海市浦东新区東方路69号21階2108号室

TEL: +86-21-6415-8030

■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名